

## 社会福祉法人越谷市社会福祉協議会 ホームページ広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、社会福祉法人越谷市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)広告掲載に関する要綱に基づき、協議会が作成する協議会ホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、協議会ホームページのトップページ、第2階層ページ、第3階層ページで協議会が指定した位置とする。

(広告掲載規格)

第3条 掲載する広告は、バナー広告とする。

2 掲載規格は、1区画につき縦32ピクセル×横88ピクセル、4Kバイト以内とし、GIF形式又はJPEG形式とする。

(広告掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1箇月間を単位とし、1回の申し込みにより掲載できる期間は年度内の最長6箇月間とする。

(掲載する広告数)

第5条 掲載する広告数は、それぞれのページごとに10区画とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

(広告掲載料の還付)

第7条 広告主が広告掲載を辞退したとき又は広告主としてふさわしくないと会長が認め広告掲載を取り消したときは、広告を掲載しない月の掲載料を還付するものとする。ただし、掲載開始前に辞退したとき又は取り消したときは、掲載開始予定月分の掲載料は還付しない。

2 広告主の責めに帰さない事由により協議会が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じた広告掲載料に相当する額を還付する。ただし、広告を掲載できなかった期間が2日未満の場合はこの限りではない。

(広告内容)

第8条 広告主は、広告の内容及びデザイン等が協議会ホームページのイメージを損なうことのないよう、協議会企画管理課と調整しなければならない。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成20年3月1日から施行する。

別表（第6条関係）

No	掲載する場所	掲載する広告数	広告掲載料（1区画）
1	トップページ	10	30,000円/月
2	第2階層	10	25,000円/月
3	第3階層	10	5,000円/月